公益社団法人七尾市体育協会

役員に対する報酬等支給規程

平成２６年６月２７日承認
令和２年１２月１０日改定
令和３年４月１日適用

役員に対する報酬等支給規程

（目的）

第１条　この規程は、定款第１８条の規定に基づき、役員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬等の支給）

第２条　役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行する役員には、その対価として報酬を支給することができる。

（規程の改正）

第３条　この規程の改正は、総会の決議により行う。

（委任）

第４条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規程は、公益社団法人七尾市体育協会の設立の登記の日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年１２月１０日から施行し、令和３年４月１日から適用する。